

第24節 応急仮設住宅建設等計画

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

《 基本方針 》

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して救助法を適用した場合には、一時的には公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等を実施する。

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

1. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

- 1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- 2) 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

(2) 住宅の応急修理

- 1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- 2) 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2. 対象者

《 応急住宅供与対象者 》

災害のため

- ア. 住家が全壊（焼）または流出した者
- イ. 居住する住家がない者
- ウ. 自らの資力では住宅を確保することができない者
- エ. 災害地における住民登録の有無は問わない。

《 住宅応急修理対象者 》

災害のため

- ア. 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- イ. 自らの資力では応急修理をすることができない者

自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のもも確保できない者である。したがって相当額の預貯金または不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。この他、例示すれば以下の通りである。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない母子世帯

- (4) 特定の資産のない高齢者、傷病者並びに障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

《仮設住宅供与の要点》

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。
- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

3. 応急仮設住宅の建設計画（救助法の適用）

《応急住宅建設要領》

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは県または私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり 29.7㎡（9坪）以内（救助法基準限度額対象面積）
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から 2 か年以内

4. 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

《住宅の応急修理要領》

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から 30 日以内（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）

5. その他の収容施設の設置

野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨時的に設置する。

6. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

7. 公的住宅のあっせん

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。